

健保組合では高齢者への健康支援を積極的に進めています

60歳以上の家族を扶養している方は、「健康サポート事業」を受診するよう、ご家族に働きかけてください

健康サポート事業では、生活習慣病を中心とした疾病への専門的なアドバイスが受けられ、疾病の重症化を防ぐことができます。今健康だという方でも、食事や運動など生活習慣に問題があり、このままでは将来の疾病リスクが高い状態であることに、ご自身では気づかないことが多くあります。何でも相談できるホームナースとして積極的にご利用ください！

60歳以上の家族を対象とした健康サポート事業（費用負担なし）

提携委託先の健康相談員（看護師・保健師・管理栄養士）が被扶養者を訪問し、健康・生活に関する疑問・不安にお応えするムラタ健保独自のサービスです。



支援の流れ

毎年1回、対象の方に健康状態に関するアンケートを実施します
継続的に事業を利用いただいている方も、年1回のアンケートにご協力ください



事業のご案内通知を送付後、担当の相談員がお電話し、訪問日を調整します

ご自宅への訪問

初回の訪問はアンケート結果と合わせて、健康・生活の状態を把握し、2回目以降の支援内容・訪問時期をご相談します。相談時間は1回1時間程度を目安としています。健診結果に対する疑問や不安、生活や介護についての心配や困りごとなど、何でもご相談ください。



以降は、状況に応じて訪問回数を調整し、継続的に支援します

訪問支援にかかる費用は健保組合が全額負担しますので、利用者に費用が請求されることはありません。

ジェネリック医薬品差額通知もお届けします！（12月予定）

ムラタ健保では、医療機関を受診し調剤された薬剤が一定条件を満たす方に、現在使用する薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を、ご自宅へ郵送する通知書にてお知らせします（12月予定）。お財布のために、健保の医療費支出抑制のために、切り替えをご検討ください！



ジェネリックって、普通の薬より
変かないんじゃないの？



使っていますか？ジェネリックのお薬

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に他の製薬会社で作られる薬で、厚生労働省の「品質」「有効性」「安全性」の審査に合格し承認されたもので新薬と同じ有効成分、同じ効能・効果を持っています。開発コストが抑えられるからお薬代が安くなったり、また飲みやすい形態に改良されていたりと、何かと嬉しいお薬です。

第三者行為による傷病

交通事故等にあった場合、まずは健保組合にご連絡ください！



業務・通勤以外の事故※であれば交通事故でも保険証は使えますが、健保組合に届出が必要です

※仕事や通勤途上中の負傷は労災保険の適用になります

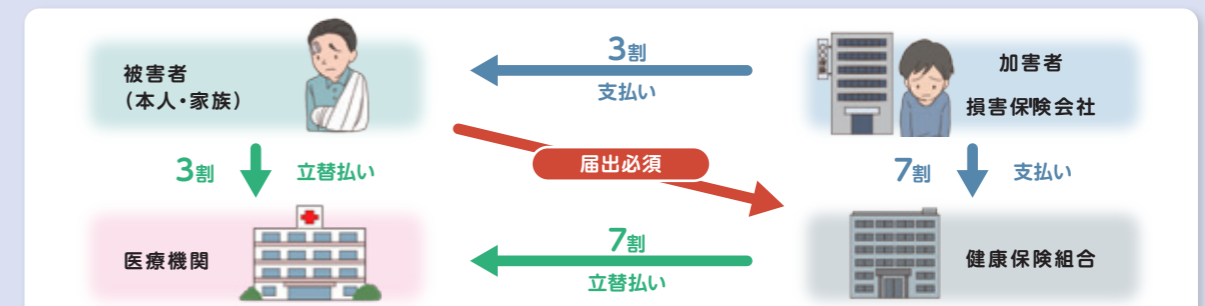
交通事故、けんか、犬にかまれたなど第三者行為によりケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができます。この場合、加害者が支払うべき治療費を健保組合が立て替えて支払うこととなります。そこで、健保組合が給付した費用を加害者に対して請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、すみやかに提出をお願いします。

ケガの治療には、2種類あります

自由診療 全額自費で治療を受け、その費用を被害者が全額加害者に請求します

保険証を提示しないで全額自費で治療（自由診療）を受けた場合、その費用の総額（10割）は保険診療よりも一般的に割高となります。交通事故では被害者に過失が発生していることも多く、治療費も過失相殺の対象になるので、保険診療にすることで治療費が低額に抑えられれば、被害者の負担も軽く済みます。

保険診療 保険証を提示して治療を受け、自己負担（原則3割分）については被害者が加害者に請求します
7割分については、後日、健保組合が加害者に請求します



示談は慎重に！必ず健保組合にも連絡を

後遺症や後で相手の態度が変わる等の危険がありますから、示談は慎重にしましょう。医療費の確定の前に、被害者が加害者と示談を結んでしまうと、請求すべき費用を請求できなくなることが多く、給付を停止、返納していただく場合もあります。示談する前に必ず健保組合にご連絡ください。（自損事故、車同士の事故等も第三者行為にあたります。）

医療費助成を受けている場合は届出をお願いします

ムラタ健保では医療費の窓口負担が一定額（自己負担限度額）を超えた方に対して、還付金（高額療養費・一部負担還元金・家族療養費付加金）を支給していますが、自治体（都道府県や市区町村）においても、乳幼児、小児、障がいをお持ちの方などを対象に、医療費の窓口負担分を助成する「医療費助成制度」を実施している場合があります。

自治体の医療費助成を受けた場合、その部分については健保組合からの還付金は支給対象外となります。
医療費助成制度の内容を確認させていただくため、医療費助成を受けている方は必ず健保組合へ届出をお願いします。

主な対象者

- 乳幼児（小児）医療
- 特定疾患医療
- ひとり親家庭等医療
- 自立支援医療
- 心身障がい者医療
- 小児慢性疾患医療 等